

各省庁契約担当部局長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の
改正について（通知）

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）では、「中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、（中略）原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。」こととされており、また、「国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。」とされています（別添 1）。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房・公正取引委員会）では、コストに占める労務費の割合が特に高い業種の 1 つとしてビルメンテナンス業が挙げられ、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動が 12 の行動指針として取りまとめられています（別添 2）。

これらを踏まえ、関係省庁、業界団体等との調整を経て、今般、別紙 1 から 3 のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 5 号厚生労働省健康局長通知別添）を改正いたしました。

つきましては、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましても、併せてお願いします。

（添付資料）

別紙 1：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン改正概要資料

別紙 2：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（改正後）

別紙 3：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン新旧対照表

別添 1：「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）（抜粋）

別添 2：「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房・公正取引委員会）